

## LUPIN サービス利用規約：Worker 用

この利用規約（以下「本規約」といいます）は、LOUVE株式会社（以下「当社」といいます）または当社が委託する会社（以下、これらを総称して「事業者」といいます）が提供または運営するサービス「LUPIN（ルパン）」（以下「本サービス」といいます）の利用に関する条件を、本サービスを利用して依頼された作業を遂行する Worker と当社との間で定めたものです。

### 第1条（適用）

1. 本規約は、Worker と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。
2. 当社は本サービスに関し、本規約のほか、ご利用にあたってのルール等、各種の定め（以下「個別規定」といいます）をすることがあります。これら個別規定はその名称の如何に関わらず、本規約の一部を構成するものとします。
3. 本規約の規定が前項の個別規定の規定と矛盾する場合には、個別規定において特段の定めがない限り、個別規定の規定が優先されるものとします。

### 第2条（用語の定義）

本規約において、用語の意味は、下記の通りです。

- (1) プラットフォーム：事業者が提供または運営するウェブサービス及び/又はアプリを使用し、Client と、当 Client の依頼を遂行する Worker をマッチングさせる本サービスを提供するシステムのことをいいます。
- (2) Client：上記プラットフォームを使用して希望する作業を依頼する全ての者をいいます。
- (3) Worker：上記プラットフォームを使用して Client から依頼された作業を遂行する全ての者をいいます。
- (4) 通信端末：全ての Worker が使用するインターネットに接続可能な通信端末をいい、当通信端末は、さらに画像の撮影および送受信機能/メール送受信機能/通話機能を有するものをいいます。  
なお、通信端末は、単体で上記全ての機能を有するものでなくともよく、少なくとも上記何か1つの機能を有する通信端末の組合せで本サービスを利用することが可能です。但し、この場合、少なくともメール送受信及び/又は通話機能を有する端末で事業者と連絡が取れることが必須となります。  
また、本プラットフォームは、文字（日本語表示）やメール等の諸設定が適切になされている環境を対象としております。この条件に当てはまらない場合の動作結果やそれがもたらす諸影響に関して、事業者の責めに帰すべき事由があることが証明された場合を除き、責任を負いません。
- (5) パスワード：Worker の同一性確認、権益および秘密保護のために Worker 自らが設定した文字および数字の組合せをいいます。

### 第3条（Worker の登録等）

1. Worker が本サービスを利用するには、事前に本プラットフォームに Worker として登録する必要があり、Worker は、本規約に同意のうえ、事業者が別途定める規定の登録手続きを完了するとともに、事業者が登録を承認して、その旨が Worker の通信端末の画面上に表示されたことで登録が完了するものとします。
2. Worker は、一定期間（12ヶ月）本サービスの利用がない場合に自動的に登録が抹消されるものとします。
3. 事業者は、登録を希望される Worker が以下の各号の何れかに該当する場合は、登録および再登録を拒否できるとし、その理由については一切開示いたしません。
  - (1) 事業者に提供した登録事項の全部または一部につき虚偽、誤記または記載漏れがあった場合。
  - (2) 未成年者/成年後見人/被保佐人/被補助人の何かに該当する場合。
  - (3) Worker が、法令の規定、公の公序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
  - (4) Worker が次のイ～ハに該当すると認められるとき。
    - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会勢力。
    - ロ. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
    - ハ. 反社会勢力に対し、資金の提供/運営への協力/交流の何れかが認められると事業者が判断した場合。
- (5) 事業者及び/又は Client に対し、暴力的要求行為が行われ、または合理的な範囲を超える負担を求められた場

合。

(6) Worker が感染症者/伝染病者であると、明らかに認められる場合。

(7) その他、事業者が登録を適当でないと判断した場合。

4. Worker は、登録事項に変更が生じた場合、事業者の定める方法により変更事項を速やかに通知するものとします。

#### 第4条（登録情報の管理）

1. 登録メールアドレス/パスワードの管理は、Worker の責任において行われるものとします。登録メールアドレス/パスワードの利用により発生した全ての責任や債務は、Worker の責任、および費用負担によって解決するものとし、事業者は一切責任を負いません。

2. 登録メールアドレス/パスワードを第三者に譲渡または貸与し、もしくは第三者と共用することはできません。登録メールアドレス/パスワードが第三者によって使用され、Worker に不利益、損害が発生した場合、事業者は一切の責任を負いません。

3. 登録メールアドレス/パスワードの漏洩、喪失、もしくは盗難の場合、Worker は直ちに事業者に報告するものとし、その報告があった場合、または事業者がその事実気づいた場合には、登録メールアドレス/パスワードの使用を中止することがあります。

4. 登録メールアドレスの入力間違いにより第三者に登録情報または依頼情報等が送信され、不正に利用された場合であっても、事業者は一切その責任を負いません。

また、登録メールアドレスの入力間違いにより、第三者に対して損害や損失を与えた場合、Worker は自己の責任と費用負担によってその損害・損失を処理・解決するものとし、事業者は、かかる損害・損失に対して如何なる責任も負いません。

#### 第5条（依頼情報の閲覧およびマッチング申込み）

Worker は、以下の条件に従い、本プラットフォームにおいて、通信端末を使用した依頼情報の閲覧およびマッチング申込みが可能となります。

a. マッチング申込みについては、通信端末を使用し、依頼日時および依頼する作業の分野に応じ自身の適合性を考慮および精査したうえで申込みするものとします。

b. 屋内清掃または屋外清掃については、作業時間の設定がなされていることを理解したうえで申込みするものとします。

c. 軽作業については、当作業が終了した時点で完了となることを理解したうえで依頼するものとします（依頼は最大3箇所迄または3回迄、もしくは待機を含む滞在時間が最大60分迄）。

d. マッチング申込みにあたり、事業者の判断でその申込みが無効とされる場合があり、その場合でもその理由の開示について事業者は一切開示しないことを理解したうえで申込みするものとします。

#### 第6条（マッチングの成立）

Client による作業の依頼情報の登録に対して、Worker が本プラットフォームを利用して申込みを行い、マッチングが成立した時点で当該 Worker と Client との間の業務委託契約が成立し、その旨が Worker の通信端末に通知されるとともに画面上にその内容が表示されるものとします。

#### 第7条（Worker によるマッチングのキャンセル）

1. Worker は、本プラットフォームにてマッチングのキャンセルをすることができます。

2. マッチングのキャンセルには以下のペナルティーが課されることを理解のうえで Worker はキャンセルをするものとします。

事業者がキャンセルの通知を受けた日（作業日前日が1日前となります）	作業日当日～4日前	5日～7日前
	3点	2点

3. 前2項のペナルティーについて、その累積の点数が6点に達した Worker は登録抹消となります。

4. 前3項のペナルティーにおける登録抹消は、マッチングのキャンセルが Worker の責に帰さない事由の場合で、公的機関による証明がなされ、その事由につき事業者が正当と認めた場合には適用されません。

#### 第8条（事業者または Client によるマッチングのキャンセル）

1. 事業者は、以下に掲げる場合においては、マッチングをキャンセルすることができます。この場合、Worker に対しては何らの補償もされないことにつき、Worker は了承するものとします。
  - a. Worker が、法令の規定、公の公序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。
  - b. Worker が次のイ～ハに該当すると認められるとき。
    - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員または暴力団関係者その他の反社会勢力。
    - ロ. 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体である場合。
    - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの。
  - c. Worker が事業者または Client に対し、暴力的要求行為または強迫行為を行い、もしくは合理的な範囲を超える負担を求めた場合。
  - d. Worker が事業者または Client の権利または名誉、もしくは利益を侵害する恐れがある場合。
  - e. Worker が感染症者/伝染病者であると、明らかに認められる場合。
  - f. 天災、もしくは Client の責に帰さない事由（交通障害/交通事故/突発的な病気もしくは事故等）により作業の機会を提供することが困難な場合。
2. Client の都合によるマッチングのキャンセルがなされた場合、以下に掲げるところにより補償金の支払いを行います。

事業者がキャンセルの通知を受けた日	作業当日	1 日前	2 日前	3 日～7 日前
	100%	100%	40%	無し

#### 第9条（作業当日の到着連絡等）

1. Worker は、到着連絡にあたって、Client に対し不信感及び/又は不快感を抱かせる可能性のある格好（例：帽子、またはサングラス等は事前に取り、もしくはマスクは一時的に外す）について配慮するものとします。
2. Worker は、作業予定時刻もしくはその前後にインターフォン及び/又はノック等の手段で Client に対し到着連絡を行うものとします。

また、Worker は、Client との間に当事者間だけで通じるワнтаイムパスワード（合言葉）が事業者より付与されることにつき了承するとともに、到着連絡時にワнтаイムパスワード（合言葉）を口頭で伝えるものとします。

Worker は、Client の許可のもとで敷地内立入り、もしくは建物へ入館及び/又は部屋へ入室するものとします。
3. L U P I N と相互補完されるセキュリティーシステム及び/又はこれと同様のシステムが導入された建物及び/又は部屋については、当システムに則った方法で到着連絡を行うとともに、入館及び/又は入室することにつき Worker は了承するものとします。
4. Worker は、万一、諸事情により作業開始予定時刻に遅れることが判明した場合、その時点で速やかに事業者に対し連絡を行うものとします。この時、Worker は、事業者に対し遅れる事由を説明するとともに、到着見込み時間も報告するものとします。

なお、遅延が理由で当作業がキャンセルになった場合、その事につき Worker は異議申し立てを行わないものとするとともに、第8条記載の補償金の支払いが行われないこと、ならびに遅延の事由によっては第7条のペナルティーの対象となることを、Worker は了承するものとします。

#### 第10条（到着連絡に対する応答が無い場合の対応）

Worker は、第9条に記載される方法で到着連絡を試みているにも関わらず、それに対する Client の応答がない場合には、事業者に連絡し指示を受けるものとします。この場合、Worker は、作業開始予定時刻もしくは到着連絡開始時刻を起算時刻とし、これから10分経過した時点で履行不能案件（Client による当日のキャンセルに該当）として処理することにつき了承するものとします。

この場合、Client の自己都合によるキャンセルとし、Worker へは第8条記載の補償金の支払いを行います。

#### 第11条（作業前準備と作業当日）

1. Client による依頼の内容が屋内清掃または屋外清掃作業である場合には、以下の条件に従って、Worker は、作業前準備および作業当日の対応を行うものとします。

(1) Worker は、清掃作業にあたる場合、作業に適した服を着用するとともに、依頼箇所の汚損防止に努める用品（例えば、汗等を拭くタオルおよび汚損箇所を掃除する布/不織布等、ゴム手袋、フットカバー、マスク等）を作業開始迄に準備し、それらを自身の判断で適宜使用するものとします。

また、Worker は、作業中は、作業箇所の損傷に繋がるおそれのある装飾品類（指輪等）を外して作業にあたるものとします。

(2) Worker は、Client が用意する用品（薬剤/溶剤/用具等）以外は使用しないものとします。なお、用意された用品（薬剤/溶剤/用具等）を使用したにも拘らず傷や損傷が生じた場合には、Worker と Client で解決にあたるものとします。但し、明らかに Client の責に帰すべき事由があると判断した場合には、事業者へも速やかに報告するものとします。

なお、Worker と Client との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

また、電気機器/電気器具については、提供されても使用しないものとします。

なお、電気機器/電気器具からは、Worker が作業にあたる際に必要と認められる照明設備/照明器具および換気設備/換気器具は除外されます（浴室乾燥機/乾燥器具は、防火の観点より操作および使用はできません。なお、拭きあげ用品が用意されている場合は、拭きあげを実施するものとします）。

(3) 上記用品（薬剤/溶剤/用具等）、もしくはその準備に不備があり、作業に支障が生じた場合及び/又は作業の全てもしくは一部が未了となる等の不測の事態については事業者へ速やかに報告するものとします。このとき、Worker は、画像添付のうえ、文書による説明を行うものとします。

(4) 上記用品（薬剤/溶剤/用具等）については、一般的な知識を有する者の理解を超える専門知識が必要であると認められる場合、使用を控えるとともに、速やかに事業者へ報告するものとします。このとき、Worker は、画像添付のうえ、文書による補足説明を行うものとします。

(5) Worker は、屋内清掃の依頼に対して、依頼箇所を限定されていることを理解したうえでマッチング申込みを行うものとします。依頼が可能な箇所は、トイレ（部屋全体もしくは区画全体で無く、便器及び/又は便座が対象となります。但し、清掃する過程での汚損については床と壁についてもその部分が対象となります）・洗面台（※目視できる表側が対象であり、収納スペース等の内側は対象外となります。但し、清掃する過程での汚損については床と壁についてもその部分が対象となります）・浴室（※純正装備品が対象となります。例えば、浴槽・床・壁・ドア内側・鏡及び/又はラック等が該当します。このように浴室は相対的に作業量が多いため、Worker は、汚れの度合い並びに作業面積を考慮のうえマッチング申込みを行うこととします。※シャワールームもこれに準じます。）、そのうち、同一種類のものを含む最大3箇所が選択されます。

また、屋外清掃と組合せて選択されることは基本的にありませんが、万一、そのような組合せがあったとしてもマッチング申込みは行わないものとし、Worker が誤って申込みしマッチングされた場合のトラブルについては、Worker と Client で解決にあたるものとします。但し、明らかに Client の責に帰すべき事由があると判断した場合には、事業者へも速やかに報告するものとします。

なお、Worker と Client との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

さらに、屋内清掃において、単一と認められない住居（例えば、所有者および使用者が同じ、かつ同一住所であっても合理的に考えて単一と認められない別棟もしくは離れ/二世帯住宅/同じ建物内にある区分所有の住居等）を組合せて依頼を申込みされることは基本的にありませんが、万一、そのような組合せがあった場合には、その点を Client に対し指摘するとともに、事業者へも速やかに報告するものとします。

(6) Worker は、屋外清掃の依頼に対して、依頼箇所に制限があることを理解したうえでマッチング申込みを行うものとします。Client が依頼可能な場所は、戸建住宅においては、建物外壁、庭、テラス、外構（門、車庫、カーポート、土間、アプローチ、犬走、垣根、柵、その他の構造物）及び/又は外構の接する周辺道路（他者の所有である隣地/工作物/物品等は除く）、ベランダ、バルコニー、ルーフバルコニー、ポーチが該当します。他方、共同住宅においては、ベランダ、バルコニー、ルーフバルコニー、テラス、専用ポーチ、専用庭、専用車庫（専用ポーチ/専用庭/専用車庫については、登記上の占有権が有る及び/又は使用料が発生しており、かつ Client の住居に直接

接していることとする)は屋外清掃に該当します。

依頼箇所については、戸建住宅または共同住宅において、同一種類のものを含む最大3箇所を選択することができます。

また、屋内清掃と組合せて選択されることは基本的にありませんが、万一、そのような組合せがあったとしてもマッチング申込みは行わないものとし、誤って申込みしマッチングされた場合のトラブルについては、WorkerとClientで解決にあたるものとし、但し、明らかにClientの責に帰すべき事由があると判断した場合には、事業者へも速やかに報告するものとし、

なお、WorkerとClientとの間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとし、

さらに、屋外清掃において、単一と認められない住居(例えば、所有者および使用者が同じ、かつ同一住所であっても合理的に考えて単一と認められない別棟もしくは離れ/二世帯住宅/同じ建物内にある区分所有の住居等)を組合せて依頼を申込みされることは基本的にありませんが、万一、そのような組合せがあった場合には、その点をClientに対し指摘するとともに、事業者へも速やかに報告するものとし、

- (7) Workerは、依頼箇所内に高価品および貴重品/発火その他危険を生ずるおそれのある物品がある場合には、その事に気付いた時点で作業を中断し、その点につきClientに対して解決を求め、それでも解決されない場合は速やかに事業者へ報告するものとし、このとき、Workerは、画像添付のうえ、文書による補足説明を行うものとし、但し、上記対象物が、依頼箇所内であってもWorkerの作業対象外となる、例えば洗面台の鏡面裏等の収納スペースや、その他の収納スペースに収納されている場合はこの限りではありません。

なお、高価品とは例えば以下に掲げる物品をいいます。

貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手および公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及びそれらの各製品、美術品および骨董品、化粧品類、美容器具、家電、精密機器、精密機械、時計、自転車及びその関連品、バイク/スクーター及びその関連品、自動車及びその関連品、電動移動具(電動カート・電動キックボード等)、彫刻品、銅像、盆栽、その他傷付き易い物および壊れ易い物。

- (8) Workerは、屋内清掃および屋外清掃には作業時間の設定がなされることを理解したうえでマッチング申込みを行うものとし、作業時間は、依頼箇所ごとに10分刻みで設定され、Clientが最大60分を依頼箇所に応じて振分けることを理解したうえでマッチング申込みを行います。

Workerは、依頼内容と作業時間とを比較し、作業時間内に作業を終了することが十分可能であると判断した場合に限り、マッチング申込みを行うものとし、万一、作業時間内に作業が終了しなかったことでClientとの間でトラブルになった場合、WorkerとClientとの間で解決にあたるものとし、

なお、WorkerとClientとの間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとし、

- (9) Workerは、Clientにより廃棄物入れが用意されている場合、その廃棄物入れを活用するものとし、また清掃時に発生したゴミ等については、Clientが処理するものとし、

- (10) Workerは、自身で持込んだ物以外は、例えゴミであってもClientの所有物について一切持ち出さないものとし、

- (11) 作業箇所の作業当日の状態と依頼時の画像が大きく異なる、もしくは作業当日の作業現場と依頼画像の場所が明らかに異なる場合には、Workerは、その事に気づいた時点で作業を中止し、速やかに事業者へ報告するものとし、このとき、Workerは、画像添付のうえ、文書による補足説明を行うものとし、

2. Clientによる作業依頼の内容が軽作業である場合には、以下の条件に従って、Workerは、作業前準備および作業当日の対応を行うものとし、

- (1) Workerは、軽作業を行う場合、作業に適した服を着用するとともに、依頼対象物ならびに経路等の汚損防止に努める用品(例えば、汗等を拭くタオル、軍手、マスク等)を作業開始迄に準備し、それらを自身の判断で適宜使用するものとし、

また、Workerは、作業中は、依頼対象物ならびに経路の損傷に繋がるおそれのある装飾品類(指輪等)を外して作業にあたるものとし、

- (2) 上記用品（タオル、軍手、マスク等）/装飾品類に起因する依頼対象物の汚損/損傷等については、これらを用意した Worker の責めに帰すものとし、Worker と Client で解決にあたるものとします。

なお、Worker と Client との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

- (3) Client が提供する用品（交換用部品/用具/道具/器具等）の準備に不備があり、作業に支障が生じた場合及び/又は作業の全てもしくは一部が未了となる等の不測の事態については Client の責に帰すものとします（滞在時間は、待機を含む最大 60 分迄）。

- (4) 上記用品（交換用部品/用具/道具/器具等）については、一般的な知識を有する者が容易に理解し使用できないと判断した場合、Worker は使用を控え、その旨を速やかに事業者に報告するものとします。このとき、Worker は、画像添付のうえ、文書による説明を行うものとします。

- (5) 軽作業については、Client による依頼情報に示された作業（例：電球交換、依頼対象物の移動）以外の付随する作業（例：照明器具の清掃等、依頼対象物内の内容物の取出し及び/又は戻し、依頼対象物の移動先及び/又は移動後の清掃もしくは片付け、移動先に存在する先置物の移動もしくは片付け等）は含まないものとします。また、電気機器/電気器具については、提供されても使用しないものとします。

なお、電気機器/電気器具からは、Worker が作業にあたる際に必要と認められる照明設備/照明器具および換気設備/換気器具は除外されます（浴室乾燥機/乾燥機具は、防火の観点から操作および使用はできません）。

- (6) Worker は、依頼対象物について、一般的な成人男性が過度に無理をすることなく移動可能な重量及び/又は大きさであることを確認したうえでマッチング申込みを行うものとします。万一、依頼対象物の重量または大きさについて Client との間でトラブルになった場合、Worker と Client との間で解決にあたるものとします。

なお、Worker と Client との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

- (7) Worker は、依頼対象物内に高価品および貴重品/発火その他危険を生ずるおそれのある物品がある場合には、その事に気付いた時点で作業を中断し、その点につき Client に対して解決を求め、それでも解決されない場合は速やかに事業者に報告するものとします。このとき、Worker は、画像添付のうえ、文書による補足説明を行うものとします。

なお、高価品とは例えば以下に掲げる物品をいいます。

貨幣、紙幣、銀行券、印紙、郵便切手および公債証書、株券、債券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、イリジウム、タングステンその他の稀金属、金剛石、紅玉、緑柱石、琥珀、真珠その他の宝玉石、象牙、べっ甲、珊瑚及びそれらの各製品、美術品および骨董品、化粧品類、美容器具、家電、精密機器、精密機械、時計、盆栽、その他傷付き易い物および壊れ易い物。

- (8) 依頼対象物を移動させる経路については、作業を無理なく安全に行える経路とし、一般常識に照らし合わせ経路が危険であると Worker が合理的に判断した場合は作業を中断もしくは中止し、その点につき Client に対して解決を求め、それでも解決されない場合には速やかに事業者に報告するものとします。このとき、Worker は、画像添付のうえ、文書による説明を行うものとします。

但し、上記報告を踏まえ、一般的な体力および一般的な体格を有する者であれば作業を行うことができたと事業者が判断した場合には、当該作業の取扱いについては Worker と Client との間で解決するとともに、当該作業の報酬金の支払いはなされないことにつき、Worker は了承するものとします。

Worker は、上記の点を考慮し、作業依頼に対して、自身の適性や身体的な特性を考慮してマッチング申込みを行うものとします。

なお、Worker と Client との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

- (9) Worker は、依頼対象物の移動には細心の注意を払い作業にあたることとしますが、経路によっては止むを得ない傷等が依頼対象物及び/又は経路に該当する建物、もしくは経路上の物品/備品等に傷等が生じることが常識的に考えて予想される場合で、その点について Client による養生等の準備の一部もしくは全部に不備があると考えられる場合は、Worker は、作業を中断もしくは中止し、その点を Client に対し解決を求め、それでも解決されない場合は事業者に対しても速やかに報告し判断を仰ぐこととします。このとき、Worker は、画像添付のうえ、文書による説明を行うものとします。

但し、明らかに Worker の責に帰す事由で依頼対象物や経路、もしくは物品/備品に傷や損傷が生じた場合には、Worker と Client で解決にあたるものとします。

なお、Worker と Client との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

(10) 作業時に発生した養生等のゴミについては、Client が処理するものとし、Worker は、自身が持参したもの以外は一切持ち出さないものとします。

(11) 作業箇所の作業当日の状態と依頼時の画像が大きく異なる、もしくは作業当日の作業現場と依頼画像の場所が明らかに異なる場合には、Worker は、その事に気づいた時点で作業を中止し、速やかに事業者へ報告するものとします。このとき、Worker は、画像添付のうえ、文書による補足説明を行うものとします。

#### 第 12 条（作業遅れまたは報告漏れ時の対応について）

Worker は、作業中に、自身の責に帰す事由であるか否かにかかわらず予定の終了時間よりも遅れた場合においては、事業者より確認の連絡があることにつき了承するものとし、この対応の際に状況の説明が伴うことにつき了承するものとします。

なお、事業者が連絡したにも関わらず Worker の応答が無い場合は、緊急の事態が発生したものとみなし、事業者が関連各所及び/又は関係者に連絡することにつき、Worker は了承するものとします。

#### 第 13 条（自転車またはバイク等の扱い）

Worker は、自身の使用する自転車またはバイク等の移動手段について、Client および他者の不動産および動産に損害を与えぬよう配慮をするとともに、交通法規を遵守し、通行および交通の障害とならぬよう配慮するものとします。

#### 第 14 条（報酬金の支払い）

本プラットフォームを介して締結された Client との間の業務委託契約に基づく報酬金は、事業者が Client から受領した後、月末締め翌月末払いで、事業者の定める所定の金額を、Worker の指定する金融機関口座に振込む方法により支払うものとします。振込手数料は、原則として事業者の負担とします（但し、Worker の責に帰す事由により事業者が誤った振込みをした場合については除外します）。

#### 第 15 条（報酬金の改定）

1. 事業者は、Worker の事前の承諾なく報酬金の改定を行うことができるものとします。その場合、事業者は本プラットフォーム及び/又は事業者が適当と判断する合理的な方法により、Worker に対して告知するものとします。
2. Worker は、前項に定める変更があった場合は、変更日以降は改定後の報酬金が支払われることにつき了承するものとします。
3. 本サービスを利用するために必要な通信端末ならびに通信料金、接続料金等の費用は Worker の負担とします。

#### 第 16 条（禁止行為）

Worker は、本サービスの利用にあたり、以下に該当する行為を行ってはなりません。

1. 法令に違反する行為または犯罪行為に関連する行為。
2. 公序良俗に反する行為。
3. 本サービスの内容等、本サービスに含まれる著作権、商標権ほか知的財産権を侵害する行為。
4. 事業者および Client、または本サービスに関連する第三者のサーバーまたはネットワークの機能を破壊したり、妨害したりする行為。
5. 事業者および Client、または本サービスに関連する第三者に対する詐欺行為もしくは脅迫行為。
6. 事業者および Client、または本サービスに関連する第三者の個人情報、名誉、その他の権利を侵害する行為。
7. 事業者および Client、または本サービスに関連する第三者に不利益、損害、不快感を与える行為。
8. 本サービスによって得られた情報を商業的に利用する行為。
9. 本サービスの運営を妨害するおそれのある行為。
10. 不正アクセスをし、またはこれを試みる行為。

11. Client または本サービスに関連する第三者の個人情報を収集または蓄積する行為。
12. 事業者および Client または本サービスに関連する第三者について知り得た情報を口外する行為。
13. Client や他の Worker に成りすます行為。
14. 事業者が許諾しない本サービス上での宣伝、広告、勧誘、または営業行為。
15. 面識のない同性/異性との出会いを目的とした行為。
16. 本サービスに関連して、反社会的勢力に対して直接または間接に利益を供与する行為。
17. 第三者を代理として本サービスによって依頼された作業を行わせる行為（地位の譲渡等）。
18. その他、事業者が不適切と判断する行為。

#### 第 17 条（本サービスの提供の停止等）

1. 事業者は、以下の何かの事由があると判断した場合、Worker に事前に通知することなく本サービスの全部または一部の提供を停止または中断することができるものとします。
  - (1) 本サービスにかかるコンピュータシステムの保守点検または更新を行う場合。
  - (2) 地震、落雷、火災、停電または天災等の不可抗力により、本サービスの提供が困難となった場合。
  - (3) コンピュータまたは通信回線等が事故により停止した場合。
  - (4) その他、事業者が本サービスの提供が困難と判断した場合。
2. 事業者は、本サービスの提供の停止または中断により、Worker、Client または第三者が被った如何なる不利益または損害についても、一切の責任を負わないものとします。

#### 第 18 条（利用制限および登録抹消）

1. 事業者は、Worker が以下の何かに該当する場合には、事前の通知なく、Worker に対して、本サービスの全部もしくは一部の利用を制限し、または本プラットフォームへの登録を抹消することができるものとします。
  - (1) 本規約の何かの条項に違反した場合。
  - (2) 登録事項に虚偽の事実があることが判明した場合。
  - (3) 事業者からの連絡に対し、1 ヶ月返答がない場合。
  - (4) 本サービスの最終の利用から一定期間（12 ヶ月）利用がない場合。
  - (5) その他、事業者が本サービスの利用を適当でないと判断した場合。
2. 事業者は、本条に基づき事業者が行った行為により Worker に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第 19 条（Worker による登録抹消）

1. Worker は、事業者指定の方法で事業者に通知することにより、本プラットフォームへの自己の登録を抹消することができます。
2. 前項の登録抹消にあたっては、事業者及び/又は Client に対し負っている債務がある場合、その負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに事業者及び/又は Client に対して全ての債務の履行を行うものとします。
3. Worker は、12 ヶ月間本サービスの利用がない場合、自動的に本プラットフォームへの登録が抹消されることを了承するものとします。

#### 第 20 条（免責事項・損害賠償）

1. 事業者は、Worker に対して通知義務を負う場合は、本プラットフォームに登録されたメールアドレス及び/又は電話番号へ通知を発信することにより、その義務を果たしたものとします。Worker は、メールアドレスへのメール送信は、理由の如何を問わず、何らかの原因による遅延、未着が発生する旨を予め了承するものとし、事業者は、これにより発生した一切の損害について、如何なる責任も負わないものとします。
2. 事業者は、Worker が本サービスを利用できなかったことにより発生した一切の損害について、如何なる責任を負わないものとします。
3. 本サービスによりマッチングされた Worker と Client による作業の準備・実施・調整等については、Worker と Client との間で行って頂きます。万一、本サービスに関してトラブルが生じた場合は、Worker と Client との間で解決して



頂くこととなります。

なお、Worker と Client との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

4. 前項の規定に関わらず、Worker が誤ってもしくは偽って登録したことに起因するトラブルの場合は、Worker が Client に対して本サービスの利用料の全額を返金することで問題を解決することができます。また、Client の明らかな責めに帰す事由に起因するトラブルに該当すると判断される場合には、Client が本サービスの利用料金の全額を支払い、もしくは支払い済みの場合はその返還を放棄した場合は、当該トラブルの一切が解決したものとします。
5. 本プラットフォームへの作業の依頼情報（画像/特記事項）の登録は、全て Client の責任において行っていただくものです。従いまして、万一、依頼情報の内容に起因する依頼と Worker との本サービスに関するトラブルが生じた場合は、Worker と Client との間で解決して頂くこととなります。

なお、Worker と Client との間で解決に至らない場合で、本サービスの円滑な運営のために必要であると事業者が判断した場合には、トラブル解決に向けて必要な措置を取るものとします。

6. 事業者は、本サービスの提供の中断、停止、利用不能または変更、Client の依頼情報（画像/特記事項）の削除または消失、Client 及び/又は Worker の登録情報の抹消または消失、依頼のキャンセル、サービス利用中およびサービス使用後のデータ（画像）の消失、または機器の故障もしくは損傷、その他本サービスに関連して Worker が被った損害につき、賠償する責任を一切追わないものとします。
7. 本プラットフォームから他のプラットフォームへのリンク、または他のプラットフォームから本プラットフォームへのリンクが提供されている場合でも、事業者は、本プラットフォーム以外のプラットフォームおよびそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても責任を一切負わないものとします。
8. コンピュータウイルス、その他の有害なコンピュータプログラムを含む情報の送受信に基づく Worker の損害については、事業者は一切の責任を負わないものとします。

#### 第 21 条（サービス内容の変更等）

事業者は、Worker の事前の承諾なく、本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を中止することができるものとし、これによって Worker に生じた損害について一切の責任を負わないものとします。その場合、事業者は本プラットフォーム及び/又は事業者が適当と判断する合理的な方法により、Worker に対して告知するものとします。

#### 第 22 条（本規約等の変更）

1. 事業者は、民法 548 条の 4 の規定により、本規約等を変更できるものとします。本規約を変更する場合、その 1 ヶ月以上前に、本プラットフォームにて変更する内容および効力発生時期を告知します。
2. 事業者が Worker に変更後の内容を告知し、かつ効力発生時期を経過した後に本サービスを利用した場合、Worker は、変更後の本規約に同意したことになります。

Worker が、変更後の本規約に同意しない場合、変更後の本規約の効力発生時期の経過後は本サービスを利用することはできません。

#### 第 23 条（個人情報の取扱い）

事業者は、Worker の個人情報を保護するため、個人情報保護法等の関連法令およびガイドラインが定めるところを遵守します。事業者は、上記個人情報保護法およびガイドラインに基づき、プライバシーポリシーを定め、これに従い Worker の個人情報保護に努めます。但し、事業者に以下に該当する事由がある場合はこの限りではありません。

- a. 合併もしくは事業の承継に伴う場合。
- b. 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合。
- c. 事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において以下の条件に従い Worker の個人情報の一部を Client に開示する場合。
  - (1) 個人および性別の特定を避けるため、Worker に対し事業者が指定する識別情報を付与するものとします。
  - (2) メールアドレスおよび携帯番号もしくは固定電話の開示は行いません。

#### 第 24 条（地位の譲渡）

Worker は、本サービスに登録した Worker としての地位または本規約に基づく権利もしくは義務について、第三者に対し、譲渡、担保としての提供、その他の処分をすることはできません。

#### 第 25 条（通知または連絡）

Worker と事業者との間の通知または連絡は、事業者の定める方法によって行うものとします。事業者は、Worker から、事業者が別途定める方式に従った変更の届け出がない限り、現在登録されている連絡先が有効なものとみなして当該連絡先へ通知または連絡を行い、これらは、発信時に Worker へ到達したものとみなします。

#### 第 26 条（関連法令との関係）

本規約で定めていない事項については、関連法令の規定または一般的な商習慣に基づくものとします。

#### 第 27 条（管轄裁判所）

本規約に起因または関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を管轄裁判所とします。